

2021年3月

年金定期をご利用のお客さまへ

株式会社 京都銀行

## 年金定期の「金利上乘せ」による自動継続化 ならびに「満期のお知らせ」の発送終了のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、京都銀行では、公的年金をお受け取りいただいているお客さま向けに年金定期を取り扱っておりますが、年金定期の「金利上乘せ」は満期日までであり、ご継続の場合は店頭でのお手続きが必要となっております。

この度、お客さまの利便性向上の観点から、年金定期の「金利上乘せ」による自動継続を開始いたします。（詳細は[こちら](#)をご覧ください。）

また、本取扱いに伴い、年金定期の満期日の前月にお送りしておりました「満期のお知らせ」の発送を終了いたします。

京都銀行では、今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上

■年金定期についてはこちらから > [年金定期](#)

本件にかかるお問い合わせは、お取引店までお申し出くださいますようお願い申し上げます。

## 「金利上乘せ」による自動継続化について

お客様の公的年金のお受け取り状況をシステム判定することにより、満期日に年金定期を「金利上乘せ」にて自動継続いたします。（満期日の属する月の前月または前々月にシステム判定いたします）

これにより、お客様は従来のご来店による金利上乘せ手続きが不要となります。

【「金利上乘せ」自動継続化】開始日：2021年5月10日(月)

対象となる方 (以下の条件をすべて満たすお客様)	対象とならない方 (以下のいずれかに該当するお客様)
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金） または年金定期の預入条件である当行所定の各種手当のお受け取りがある</li><li>・ 満期時のお取扱いが「自動継続（利息受取型）」 または「自動継続（元金成長型）」で継続後の新元金が100万円以下となる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公的年金または年金定期の預入条件である当行所定の各種手当のお受け取りがない</li><li>・ 満期時のお取扱いが「一般型」・「解約型」および「自動継続(元金成長型)」で継続後の新元金が100万円超となる</li></ul>

※年金定期の預入条件を満たすお客様のうち、「金利上乘せ」による自動継続の対象とならない方で、引き続き年金定期のお預入れをご希望の場合、満期日以降に窓口にてお手続きが必要となります。

※「金利上乘せ」による自動継続化以降は、窓口にてお手続きの場合、満期時の取扱いとして「自動継続（元金成長型）」がご希望いただけません。自動継続をご希望の場合、「自動継続（利息受取型）」へ変更いただきますようお願い申し上げます。（変更手続きは、満期日の到来に関わらず、随時最寄店の窓口で承りますので、通帳（または証書）、お届出印、本人確認書類をお持ちください。）

※年金定期と年金のお受け取り口座のお取引店が異なる場合、自動継続されない場合があります。

■ 定期預金の明細照会等は [こちらから](#) > [京銀ダイレクトバンキング](#)

■ ご来店予約は [こちらから](#) > [来店予約](#)